

表 - 1 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・法 - 全国）¹

	平成15年 3月31日現在 の設置基数 a	新設 b	既設 c	瀬戸内 法から の移行 2 d1	瀬戸内 法への 移行 2 d2	廃止等 3 e	平成16年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d1 - d2 - e	特定 事業場数 4	鉱山保安法等関係法令施設 ⁵			
									平成15年 3月31日 現在の 設置基数	平成16年 3月31日 現在の 設置基数	特定 事業場数 4	
硫酸塩ハル（クラトハル）又は亜硫酸ハル（サルファイトハル）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	84	0	0	0	0	1	83	29	0	0	0	
カーバド法アセチンの製造の用に供するアセチン洗浄施設	49	1	1	0	0	0	51	39	0	0	0	
硫酸カウムの製造の用に供する塵ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
アルミ繊維の製造の用に供する塵ガス洗浄施設	7	0	1	0	0	0	8	3	0	0	0	
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	17	0	0	0	0	2	15	2	0	0	0	
カゴロカムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シロアセチン分離施設、塵ガス洗浄施設	6	0	0	0	0	0	6	2	0	0	0	
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、塵ガス洗浄施設	4	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	
4-クロロフェノール又は4-クロロフェノールの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び塵ガス洗浄施設	-	0	6	0	0	0	6	2	0	0	0	
2,3-ジクロロ-1,4-ジオキソンの製造の用に供するろ過施設及び塵ガス洗浄施設	-	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	
ジメチルジシロキサンイソプレートの製造の用に供する二酸化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、二酸化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジメチルジシロキサンイソプレート洗浄施設及び熱風乾燥施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る塵ガス洗浄施設、湿式集じん施設	83	1	0	0	0	1	83	39	0	0	0	
亜鉛の回収の用に供する精製施設、塵ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	10	3	0	0	0	0	13	3	0	0	0	
廃棄物焼却炉に係る塵ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	塵ガス洗浄施設、湿式集じん施設	2,005	73	14	4	1	133	1,962	1,031	10	12(2)	8(1)
	灰の貯留施設	759	31	7	2	0	27	772	412	0	0	0
	小計	2,764	104	21	6	1	160	2,734	1,443	10	12(2)	8(1)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	45	9	0	0	0	3	51	12	0	0	0	
下水道終末処理施設	246	4	1	-	-	4	247	219	0	0	0	
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	78	11	2	0	0	2	89	25	1	1	1	
合計	3,393	133	35	6	1	173	3,393	1,819	11	13(2)	9(1)	

1 瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸内海法）に基づく許可等は含まない。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。

2 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

3 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。

4 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

5 施設数欄及び事業場数欄の（ ）内は、同一事業場内に別に法に基づく届出施設がある場合について、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数を再掲した。

表 - 2 水質基準対象施設の届出等の状況（許可及び届出内容別・瀬戸内海法 - 全域）¹

	平成15年 3月31日現在の 設置基数 a	新設 b	既設 c	法から の移行 2 d1	法への 移行 2 d2	廃止等 3 e	平成16年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d1 - d2- e	特定 事業場数 4	瀬戸内海 法5条 不許可 件数
硫酸塩 ¹ （ ² ）又は亜硫酸塩 ¹ （ ³ ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	18	0	0	0	0	0	18	8	0
カーボン法 ¹ の製造の用に供する ² 洗浄施設	2	0	0	0	0	0	2	2	0
硫酸カリウムの製造の用に供する ² 洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する ² 洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塩化ビニル ¹ の製造の用に供する二塩化 ² 洗浄施設	15	0	0	0	0	0	15	4	0
カドミウム ¹ の製造の用に供する硫酸濃縮施設、 ² 分離施設、 ³ 洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
硝酸 ¹ 又は ² の製造の用に供する水洗施設、 ³ 洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4- ² の製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び ³ 洗浄施設	-	0	0	0	0	0	0	0	0
2,3- ² -1,4- ² の製造の用に供するろ過施設及び ³ 洗浄施設	-	0	0	0	0	0	0	0	0
ジ ¹ の製造の用に供する ² 分離施設、還元 ² 分離施設、 ² 分離施設、 ² 分離施設、 ² 分離施設及び ³ 乾燥施設	7	0	0	0	0	0	7	1	0
アルミ ¹ 又はその合金の製造の用に供する ² 、 ² 又は ² に係る ³ 、 ³	4	0	0	0	0	0	4	3	0
亜鉛の回収の用に供する ² 、 ³ 及び ³	4	0	0	0	0	0	4	2	0
廃棄物焼却炉に係る ³ 、 ³ 及び ³ の 汚水又は廃液を排出するもの	229	8	0	1	4	9	225	89	0
	37	1	0	0	2	4	32	8	0
	266	9	0	1	6	13	257	97	0
廃PCB等又はPCB処理物の ² 及び ² 又は ² の ² 及び ²	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下水道終末 ²	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の ²	13	1	0	0	0	1	13	5	0
合計	329	10	0	1	6	14	320	122	0

- 1 ダイオキシン類対策特別措置法（法）に基づく届出は含まない。
- 2 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 3 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
- 4 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 3 大気基準適用施設に係る未届の廃止施設の状況（全国）

大気基準適用施設		実態把握している 廃止の状況 ^{注1)}		左記を反映した 平成16年3月31日 現在の状況 ^{注3)}	
		事業場数 ^{注2)}	施設数	事業場数 ^{注4)}	施設数
焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉		(0)	(0)	14 (14)	31 (31)
製鋼用電気炉		(0)	(0)	69 (69)	116 (116)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、 溶解炉、乾燥炉)		(0)	(0)	9 (8)	20 (17)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		(2)	(2)	234 (234)	789 (789)
廃棄物 焼却炉	4 t/h以上	-	(5)	-	1,082 (1,079)
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	-	(12)	-	1,533 (1,532)
	2 t/h未満 ^{注5)}	-	(180)	-	9,308 (9,286)
	小計	(169)	(197)	9,215 (9,199)	11,923 (11,897)
合計		(171)	(199)	9,541 (9,524)	12,879 (12,850)

注1) ()に、法に基づく届出がなされていないため表 - 3の廃止等(e)には未計上であり、届出の目途も立っていないが、実態として廃止状態にあることを都道府県等が認知している施設及び対応する事業場の数を計上。なお、鉱山保安法等関係法令施設については計上の対象としていない。

注2) ひとつの事業場に上記に該当する施設が複数種類にわたってある場合には、それぞれの種類に計上した。

注3) 上記の内容を表 - 1に反映させた平成16年3月31日現在の状況。法に基づき届出された施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出施設に係る状況を()に示す。

注4) ひとつの事業場に上記に該当する施設が複数種類にわたってある場合には、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注5) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 4 (1) 水質基準対象施設に係る未届の廃止施設の状況 (全国)

水質基準対象施設	実態把握している 廃止の状況 ^{注1)}		左記を反映した 平成16年3月31日 現在の状況 ^{注3)}	
	事業場数 ^{注2)}	施設数	事業場数 ^{注4)}	施設数
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	(0)	(0)	37 (37)	101 (101)
カーバド法アセロンの製造の用に供するアセロン洗浄施設	(0)	(0)	41 (41)	53 (53)
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	(0)	(0)	0 (0)	0 (0)
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	(0)	(0)	3 (3)	8 (8)
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エレン洗浄施設	(0)	(0)	6 (6)	30 (30)
クロロカタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	(0)	(0)	2 (2)	6 (6)
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	(0)	(0)	1 (1)	4 (4)
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	(0)	(0)	2 (2)	6 (6)
2,3-ジクロロ-1,4-ナフタレンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	(0)	(0)	0 (0)	3 (3)
ジメチルジニトロの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設等	(0)	(0)	1 (1)	7 (7)
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	(0)	(0)	42 (42)	87 (87)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	(0)	(0)	5 (5)	17 (17)

表 - 4 (2) 水質基準対象施設に係る未届の廃止施設の状況 (全国)

水質基準対象施設		実態把握している 廃止の状況 ^{注1)}		左記を反映した 平成16年3月31日 現在の状況 ^{注3)}	
		事業場数 ^{注2)}	施設数	事業場数 ^{注4)}	施設数
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	(14)	(18)	1,115 (1,108)	2,181 (2,169)
	灰の貯留施設	(5)	(9)	415 (415)	795 (795)
	小計	(19)	(27)	1,530 (1,523)	2,976 (2,964)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗 浄施設又は分離施設		(1)	(2)	11 (11)	49 (49)
下水道終末処理施設 (水質基準対 象施設に係る汚水又は廃液を含む 下水を処理するものに限る)		(1)	(1)	218 (218)	246 (246)
水質基準対象施設を設置する工場 又は事業場から排出される水の処 理施設		(0)	(0)	31 (30)	103 (102)
合計		(21)	(30)	1,930 (1,922)	3,696 (3,683)

注1) () に、法及び瀬戸内海法に基づく届出がなされていないため表 - 5 の廃止等 (e) には未計上であり、届出の目途も立っていないが、実態として廃止状態にあることを都道府県等が認知している施設及び対応する事業場の数を計上。なお、鉱山保安法等関係法令施設については計上の対象としていない。

注2) ひとつの事業場に上記に該当する施設が複数種類にわたってある場合には、それぞれの種類に計上した。

注3) 上記の内容を表 - 2 に反映させた平成16年3月31日現在の状況。法に基づき届出された施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出施設に係る状況を () に示す。

注4) ひとつの事業場に上記に該当する施設が複数種類にわたってある場合には、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出がなされた施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。

表 - 5 (1) 大気基準適用施設に係る未届の廃止施設の状況
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

都道府県・政令市	表 - 6 の f 欄に未計上だが実態として把握している廃止の状況											合 計				
	アルミニウム合金製造施設				廃棄物焼却炉							事業場数	施設数			
	事業場数	施設数			事業場数	施設数										
焙焼炉		溶解炉	乾燥炉	小計		4t/h以上	2t/h以上～4t/h未満	200kg/h以上～2t/h未満	100kg/h以上～200kg/h未満	50kg/h以上～100kg/h未満	50kg/h未満(0.5㎡以上)	小計				
北海道																
青森県					10		2	3	6	1	1	13	10	13		
岩手県					12			6	4	1	1	12	12	12		
宮城県																
秋田県																
山形県					4			2	2	1		5	4	5		
福島県					6			4	3			7	6	7		
茨城県					14	2		1	10	1	1	15	14	15		
栃木県					6			1	2	1	2	6	6	6		
群馬県																
埼玉県					5		2		1	3		6	5	6		
千葉県																
東京都																
神奈川県					5			3	2		1	6	5	6		
新潟県					2		2	4	2			8	2	8		
富山県																
石川県					2				2			2	2	2		
福井県																
山梨県					3			1		2		3	3	3		
長野県					1			1				1	1	1		
岐阜県					2			1		1		2	2	2		
静岡県	1		1	1	9		1	3	3	2	1	10	10	11		
愛知県																
三重県					2			4	1			5	2	5		
滋賀県					12			3	9	3		15	12	15		
京都府																
大阪府					5			2	2		1	5	5	5		
兵庫県					7		1	2	2	1	2	8	7	8		
奈良県					6				3	2	1	6	6	6		
和歌山県																
鳥取県					2			1			1	2	2	2		
島根県					1				1			1	1	1		
岡山県					1				1			1	1	1		
広島県					1				1			1	1	1		
山口県	1		1	1								1	1	1		
徳島県					1					1		1	1	1		
香川県																
愛媛県					2					1	1	2	2	2		
高知県																
福岡県					12			4	6	2		12	12	12		
佐賀県					6			3	2	1	1	7	6	7		
長崎県					4		3	2	1			6	4	6		
熊本県					1					1		1	1	1		
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市					1					1		1	1	1		
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市					1		1					1	1	1		
川崎市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
旭川市																
秋田市					1			1				1	1	1		
郡山市					1				1			1	1	1		
いわき市																
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市					3				1	2		3	3	3		
新潟市					2					2		2	2	2		
富山市																
金沢市					3			1	1	1		3	3	3		
長野市																
岐阜市																
静岡市					3	1		3				4	3	4		
浜松市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
堺市					1					1		1	1	1		
高槻市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市					2			1	1	1		3	2	3		
岡山市																
倉敷市					5	2		4				6	5	6		
福山市																
高松市																
松山市																
高知市					1				1			1	1	1		
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市					1			1				1	1	1		
合 計	2	0	2	0	2	169	5	12	62	71	33	14	197	171	199	

1 鉱山保安法等関係法令施設については計上していない。
2 ひとつの事業場に該当する施設が複数種類にわたってある場合には、それぞれの種類に計上した。

表 - 5 (2) 大気基準適用施設に係る未届の廃止施設の状況
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

左記の実態把握分を反映した平成16年3月31日現在の状況													
事業場数	アルミニウム合金製造施設				廃棄物焼却炉								
	施設数			小計	事業場数	施設数							
	焙焼炉	溶解炉	乾燥炉			4t/h以上	2t/h以上～4t/h未満	200kg/h以上～2t/h未満	100kg/h以上～200kg/h未満	50kg/h以上～100kg/h未満	50kg/h未満(0.5㎡以上)	小計	
北海道	3		5	5	236	17	28	127	81	27	14	294	
青森県					135	15	26	34	64	15	17	171	
岩手県	1		1	1	135	5	27	35	77	17	6	167	
宮城県	1	2		2	108	5	29	33	61	8	4	140	
秋田県					72	4	18	53	22	2	5	104	
山形県	2	4		4	120	7	11	29	66	15	4	132	
福島県	4	1	27	2	30	105	3	32	61	22	7	147	
茨城県	9	2	32	1	35	322	23	60	98	186	36	420	
栃木県	11		58	3	61	182	13	29	61	100	23	234	
群馬県	4	1	5		6	166	17	32	61	53	33	211	
埼玉県	8		26	4	30	300	43	82	118	64	76	402	
千葉県	2		11	3	14	376	52	78	91	208	51	502	
東京都					244	111	41	47	72	64	32	367	
神奈川県					145	28	29	43	55	28	12	195	
新潟県	5	10		10	241	11	59	79	94	49	24	316	
富山県	17	44		44	98	6	16	26	45	22	2	117	
石川県	1	1		1	89		15	28	55	10		108	
福井県	4	15	1	16	123	6	15	34	61	17	9	142	
山梨県	1	4	1	5	82	3	24	30	39	10	6	112	
長野県	7	19	4	23	207	7	30	98	83	23	10	251	
岐阜県	3	4		4	257	2	38	69	115	62	17	303	
静岡県	22	4	79	8	91	346	29	60	122	149	52	430	
愛知県	40	7	108	11	126	296	46	57	118	104	38	382	
三重県	7	1	27	3	31	204	15	42	68	99	28	269	
滋賀県	4	14	1	15	143	4	27	50	59	20	17	177	
京都府	1	3		3	84	5	15	33	45	12		110	
大阪府	7	19	4	23	155	47	40	64	44	23	16	234	
兵庫県	4	2	22	24	305	32	47	97	135	48	21	380	
奈良県	1	1		1	147	4	25	52	81	18	2	182	
和歌山県					119		12	42	47	25	17	143	
鳥取県					92	5	7	38	50	9	4	113	
島根県					89	6	6	42	35	2	9	100	
岡山県	1	3		3	116	5	15	52	55	15	11	153	
広島県	1	3		3	160	8	25	66	84	17	20	220	
山口県	4	15		15	172	15	30	72	71	33	14	235	
徳島県					176	3	23	58	99	27	9	219	
香川県	1	1		1	132	10	8	42	58	26	10	154	
愛媛県					185	8	23	60	88	36	15	230	
高知県					127		14	37	64	18	9	142	
福岡県	5	17	2	19	315	18	40	74	134	70	29	365	
佐賀県	2	2		2	96	5	16	48	51	9	5	134	
長崎県	1	1		1	123	8	19	82	38	13	8	168	
熊本県	8	15	1	16	125	1	27	47	45	16	15	151	
大分県					61	4	15	23	18	9	5	74	
宮崎県	1	1		1	90	8	17	34	45	5		109	
鹿児島県	2	2		2	138		29	46	69	17	5	166	
沖縄県					82	7	27	41	26	8	4	113	
札幌市					16	9	8	4	5	4	4	34	
仙台市					26	13	7	5	11	1	1	38	
さいたま市					13	11	1	3	1	5	2	23	
千葉市					36	14	4	8	12	9	6	53	
横浜市	1	2	1	3	82	27	5	22	25	35	7	121	
川崎市		4		4	39	21	7	15	2	10	5	60	
名古屋市	4	20		20	57	19	1	5	25	11	12	73	
京都市	1	8	1	9	59	24	1	16	21	21		83	
大阪市	1	2		2	40	30	5	16	7	8		66	
神戸市					33	18	3	7	16	4	1	49	
広島市	1	1	1	2	60	9	6	42	21	2	4	84	
北九州市	5	1	4	5	34	18	5	21	11	1	2	58	
福岡市					19	12	4	5	8	1	1	31	
旭川市					10	2	3	1	5		2	13	
秋田市	1	1		1	9	1	2	6	1			10	
郡山市					19	5	2	2	9	7		25	
いわき市	1	1		1	24	12	5	7	8	2		34	
宇都宮市					15	5	6	6	2	2	1	22	
川越市	1	1		1	16	2	5	2	4	4	1	18	
船橋市	1	1		1	14	8	2	7	7	3		20	
横須賀市					10	5	3	2	3	1	5	19	
相模原市					23	7	1	14	3	6	2	33	
新潟市					24	5		8	10	7	2	32	
富山市	1	1	3	4	22	1		7	10	4	2	24	
金沢市					26	5	2	6	10	8	1	32	
長野市					25	3	1	10	12	3		29	
岐阜市					26	5	6	7	10	4	3	35	
静岡市					80	8	4	14	37	22	8	93	
浜松市	2	6		6	41	4	6	10	23	9	2	54	
豊橋市	2	5		5	14	4	2	5	7	1		19	
岡崎市	1	1		1	22	5		11	11	5	2	34	
豊田市	6	30	5	35	17	9	5	5	3	3	2	27	
堺市	2	3		3	25	9	2	7	9	7	1	35	
高槻市					7	5	2	2	5			14	
姫路市					40	7	8	6	20	6	2	49	
奈良市					18	4		3	9	5	2	23	
和歌山市					56	6	4	14	22	13	8	67	
岡山市					44	7	1	31	18	5	2	64	
倉敷市	3	1	10	11	33	9	8	22	7	1	3	50	
福山市					46	6	4	11	36	5		62	
高松市	1	1		1	14	2		7	8	1		18	
松山市	1	2		2	24	5	1	8	15	1		30	
高知市					24	3	1	4	16	3		27	
長崎市					16	4		1	8	4	1	18	
熊本市					20	4	1	7	10	2	2	26	
大分市	1	2		2	31	6	2	19	8	4	3	42	
宮崎市					9	5	1		4	3	1	14	
鹿児島市	1	2		2	20	5		7	9	3		24	
合 計	234	20	708	61	789	9199	1079	1532	3204	3960	1470	652	11897

1 鉱山保安法等関係法令施設については計上していない。

2 ひとつの事業場に、左記表 - 5 (1) に計上した施設が複数種類にわたってある場合には、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 6 (1) 水質基準対象施設に係る未届の廃止施設の状況
(施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別)

表 - 7 のf欄に未計上たが実態として把握している廃止の状況

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの		小計		廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設		下水道終末処理施設		合計			
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設		灰の貯留施設		小計		下水道終末処理施設		合計			
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数		
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県	1	2	1	1	2	3			2	3		
茨城県												
栃木県			1	2	1	2			1	2		
群馬県												
埼玉県	1	2		1	1	3			1	3		
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県	1	1	1	1	2	2			2	2		
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県	2	2			2	2			2	2		
愛知県												
三重県	1	1			1	1			1	1		
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県	2	2	2	2	4	4			4	4		
佐賀県												
長崎県	1	2			1	2			1	2		
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市	1	1		1	1	2			1	2		
川崎市												
名古屋市												
京都市												
大阪市	1	1			1	1	1	2	2	3		
神戸市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
旭川市												
秋田市	1	1			1	1		1	1	2		
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
川越市												
船橋市												
横須賀市												
相模原市												
新潟市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
静岡市												
浜松市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
堺市												
高槻市												
姫路市												
奈良市												
和歌山市												
岡山市												
倉敷市	1	2		1	1	3			1	3		
福山市												
高松市												
松山市												
高知市	1	1			1	1			1	1		
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	14	18	5	9	19	27	1	2	1	1	21	30

1 鉱山保安法等関係法令施設については計上していない。
2 ひとつの事業場に該当する施設が複数種類にわたってある場合には、それぞれの種類に計上した。

表 - 6 (2) 水質基準対象施設に係る未届の廃止施設の状況
(施設種別・総括 - 都道府県・政令市別)

左記の実態把握分を反映した平成16年3月31日現在の状況										
	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの						廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設		下水道終末処理施設	
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設		灰の貯留施設		小計					
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
北海道	20	37	7	11	27	48	1	1	6	6
青森県	11	23	7	7	18	30			1	1
岩手県	7	7	1	1	8	8			1	1
宮城県	2	5			2	5			1	1
秋田県	1	1	5	6	6	7				
山形県	13	13	8	8	21	21			1	1
福島県	11	30	19	25	30	55				
茨城県	39	76	12	13	51	89			4	4
栃木県	9	14	5	7	14	21			1	1
群馬県	6	9	9	10	15	19			4	6
埼玉県	73	140	21	51	94	191			10	10
千葉県	28	97	27	41	55	138	1	2	3	3
東京都	32	62	12	53	44	115			20	20
神奈川県	17	43	6	19	23	62			12	12
新潟県	19	28	17	19	36	47		1		
富山県	10	30	2	5	12	35	1	1	3	3
石川県	2	3	7	8	9	11				
福井県	12	29	5	8	17	37			1	1
山梨県	12	15	4	3	16	18			1	1
長野県	35	84		27	35	111			2	2
岐阜県	36	45			36	45			3	3
静岡県	44	75	7	15	51	90			2	2
愛知県	39	67	21	30	60	97			7	7
三重県	23	39	6	7	29	46			2	2
滋賀県	7	13	3	4	10	17			2	2
京都府	5	10	7	9	12	19			2	2
大阪府	55	145		19	55	164			16	16
兵庫県	39	71	35	44	74	115			10	10
奈良県	28	29	7	7	35	36			1	1
和歌山県	9	10	14	16	23	26				
鳥取県	5	13	9	16	14	29			4	4
島根県	18	19		3	18	22			1	1
岡山県	15	21	8	14	23	35			1	1
広島県	15	28	7	8	22	36				
山口県	24	59	1	3	25	62			2	3
徳島県	21	39	6	8	27	47				
香川県	8	14	7	15	15	29				
愛媛県	10	13	2	2	12	15				
高知県	12	15			12	15				
福岡県	30	49	11	24	41	73				
佐賀県	9	14	6	7	15	21				
長崎県	14	21	4	5	18	26	1	2	2	2
熊本県	2	3	2	3	4	6				
大分県	4	4			4	4				
宮崎県	4	5			4	5			1	1
鹿児島県										
沖縄県	19	22	9	9	28	31				
札幌市	3	9	4	7	7	16			4	4
仙台市	6	10	4	4	10	14			2	2
さいたま市	4	6	3	6	7	12				
千葉市	6	21	2	9	8	30	1	1	2	4
横浜市	7	21	5	26	12	47	1	1	7	24
川崎市	18	40	4	5	22	45	2	30	2	4
名古屋市	5	23	1	6	6	29	1	1	6	6
京都市	8	15	1	6	9	21			4	4
大阪市	8	32		12	8	44			9	9
神戸市	8	17	2	8	10	25			5	5
広島市	22	43	1	10	23	53			5	7
北九州市	14	36	4	14	18	50	1	8	3	4
福岡市	5	19	1	6	6	25			3	3
旭川市									1	1
秋田市	4	8			4	8			1	1
郡山市	2	2	2	2	4	4			1	1
いわき市	6	19			6	19			1	1
宇都宮市	5	12		4	5	16				
川崎市	5	7	2	6	7	13				
船橋市			2	2	2	2				
横須賀市	4	12	1	6	5	18			2	2
相模原市	2	7	1	3	3	10				
新潟市	5	9	1	5	10			1	1	1
富山市	1	5	2	3	7	7	1	1	1	1
金沢市	3	7	1	1	4	8			1	1
長野市	13	19	1	1	14	20			3	3
岐阜市	4	7			4	7			2	2
静岡市	8	11	3	3	11	14			5	6
浜松市	3	6		1	3	7			2	2
豊橋市	1	3	3	4	4	7			1	1
岡崎市	6	7			6	7			1	1
豊田市	4	6	3	3	7	9				
堺市	8	10	2	6	10	16			2	2
高槻市	2	12			3	15			1	1
姫路市	9	20	1	12	10	32			2	2
奈良市	2	3	1	2	3	5				
和歌山市	4	6		2	4	8			2	2
岡山市	6	7	4	5	10	12			1	1
倉敷市	10	31	2	3	12	34			1	1
福山市	7	14		1	7	15			1	1
高松市	3	3			3	3			1	1
松山市	1	3			1	3				
高知市	1	2	1	2	2	4			1	1
長崎市	4	6			2	4				
熊本市	2	2	2	2	2	4			2	2
大分市	6	19		3	6	22				
宮崎市	1	2	2	2	2	4			1	1
鹿児島市	1	1	1	2	2	3			1	1

合 計 1108 2169 415 795 1523 2964 11 49 218 246

1 鉱山保安法等関係法令施設については計上していない。

2 ひとつの事業場に、左記表 - 6 (1) に計上した施設が複数種類にわたってある場合には、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 7 大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注1)}

廃棄物焼却炉(4t/時以上) 既設

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	能力区分	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
1.9	1	4t/時以上	行政	改善等を口頭指導。改善後の行政検査で基準値以下(0.37ng-TEQ/m3N)。	静岡市
1.5	1	4t/時以上	設置者	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下(0.91ng-TEQ/m3N)。	神奈川県

廃棄物焼却炉(2t/時～4t/時) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	能力区分	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
12	1	2t/時～4t/時	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(0.52ng-TEQ/m3N)。	山梨県
4.9	1	2t/時～4t/時	行政	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(0.72ng-TEQ/m3N)。確認後、運転中止解除。	山形県
1.9	1	2t/時～4t/時	設置者	改善等を口頭指導。改善命令及び一時停止命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の自主測定で基準値以下(0.024ng-TEQ/m3N)。	長野県
1.4	1	2t/時～4t/時	設置者	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下(0.13ng-TEQ/m3N)。	群馬県

平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉(火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。)を含む。

廃棄物焼却炉(2t/時～4t/時) 既設

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	能力区分	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
18	5	2t/時～4t/時	行政	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(0.077ng-TEQ/m3N)。	山形県
17	5	2t/時～4t/時	行政	改善命令。改善後の自主測定で基準値以下(4.7ng-TEQ/m3N)。	埼玉県
15	5	2t/時～4t/時	行政	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(3.1ng-TEQ/m3N)。	福井県
15	5	2t/時～4t/時	設置者	H16.3.31施設廃止。	長崎県
11	5	2t/時～4t/時	設置者	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下(3.0ng-TEQ/m3N)。	いわき市
9.8	5	2t/時～4t/時	行政	改善命令。改善後の自主測定で基準値以下(1.4ng-TEQ/m3N)。	埼玉県
7.2	5	2t/時～4t/時	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(0.10ng-TEQ/m3N)。	神戸市
6.4	5	2t/時～4t/時	行政	改善命令。改善後の自主測定で基準値以下(1.4ng-TEQ/m3N)。	新潟県
6.4	5	2t/時～4t/時	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(1.5ng-TEQ/m3N)。	栃木県

廃棄物焼却炉(2t/時未満) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	能力区分	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
150	5	2t/時未満	設置者	改善命令及び一時停止命令。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	宮崎市
45	5	2t/時未満	行政	改善命令及び一時停止命令。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	高松市
39	5	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	青森県
31	5	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	茨城県

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	能力区分	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
29	5	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善後の行政測定で基準値以下(0.0069ng-TEQ/m3N)。	鹿児島市
29	5	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善後の行政測定で基準値以下(2.8ng-TEQ/m3N)。	鹿児島市
24	5	2t/時未満	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の行政検査で、基準値以下(0.014ng-TEQ/m3N)。	鹿児島市
23	5	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(3.9ng-TEQ/m3N)。	山形県
21	5	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下(0.67ng-TEQ/m3N)。	熊本市
19	5	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	群馬県
19	5	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(4.6ng-TEQ/m3N)。	栃木県
17	5	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下(3.4ng-TEQ/m3N)。	宮崎県
15	5	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	茨城県
14	5	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。施設使用停止継続中。	山梨県
11	5	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。H16.4.9施設使用廃止届出。	秋田県
11	5	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(1.4ng-TEQ/m3N)。	岐阜県
11	5	2t/時未満	設置者	一時停止命令。改善後の自主測定で基準値以下(4.6ng-TEQ/m3N)。	滋賀県
10	5	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。H15.8.18施設使用廃止届出。	富山県
9.2	5	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(1.2ng-TEQ/m3N)。	山形県
9.1	5	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(0.39ng-TEQ/m3N)。	広島県
8.7	5	2t/時未満	行政	改善命令。改善後の自主測定で基準値以下(0.30ng-TEQ/m3N)。	埼玉県
8.4	5	2t/時未満	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の自主測定で基準値以下(4.9ng-TEQ/m3N)。	宮崎県
8.1	5	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	静岡市
8	5	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	千葉県
8	5	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下(2.1ng-TEQ/m3N)。再度行政検査実施中。	静岡市
7.9	5	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	島根県
7.8	5	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下(2.0ng-TEQ/m3N)。	富山県
7.6	5	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下(0.47ng-TEQ/m3N)。	茨城県
7.5	5	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	栃木県
7.5	5	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(0.45ng-TEQ/m3N)。	福井県
7.5	5	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(0.41ng-TEQ/m3N)。	兵庫県
7.3	5	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(0.25ng-TEQ/m3N)。	新潟県

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	能力区分	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
7	5	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善工事中につき施設停止継続中。9月上旬に完成の後、自主測定を実施する予定。	山形県
7	5	2t/時未満	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の自主測定で基準値以下(0.53ng-TEQ/m3N)。	宮崎県
6.6	5	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。H16.2.27施設使用廃止届出。	富山県
6.5	5	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	熊本県
6.5	5	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	栃木県
6.5	5	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下。	三重県
5.5	5	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下(3.4ng-TEQ/m3N)。	広島県
5.4	5	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(1.8ng-TEQ/m3N)。	鳥取県
5.2	5	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善対策後の行政検査で基準値以下(0.53ng-TEQ/m3N)。	福井県

平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉(火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。)を含む。

廃棄物焼却炉(2t/時未満) 既設

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	能力区分	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
320	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(7.6ng-TEQ/m3N)。	徳島県
210	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下(4.4ng-TEQ/m3N)。	秋田県
150	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(5.4ng-TEQ/m3N)。	山形県
140	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下(6.3ng-TEQ/m3N)。	東京都
130	10	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善対策後の自主測定で基準値以下(9.1ng-TEQ/m3N)。	北海道
130	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。H16.4.7廃止届。	静岡県
130	10	2t/時未満	設置者	一時停止命令。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	兵庫県
130	10	2t/時未満	設置者	改善命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	広島市
120	10	2t/時未満	設置者	改善命令及び一時停止命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の行政検査で基準値以下(7.8ng-TEQ/m3N)。	徳島県
120	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。改善命令及び一時停止命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の自主測定で基準値以下(8.8ng-TEQ/m3N)。	宮崎県
120	10	2t/時未満	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の行政検査で基準値以下(0.58ng-TEQ/m3N)。	鹿児島県
110	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。H15.10.8施設廃止。	東京都
110	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下(0.96ng-TEQ/m3N)。	千葉市
100	10	2t/時未満	行政	改善命令。改善後の自主測定で基準値以下(0.65ng-TEQ/m3N)。	さいたま市
72	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。H16.3.14廃止届。	静岡県

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	能力区分	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
69	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下。	東京都
69	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下(3.6ng-TEQ/m3N)。再度行政検査実施中。	静岡市
57	10	2t/時未満	行政	改善命令。改善後の自主測定で基準値以下(0.93ng-TEQ/m3N)。	埼玉県
57	10	2t/時未満	行政	改善命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の自主測定で基準値以下(2.7ng-TEQ/m3N)。	島根県
53	10	2t/時未満	設置者	改善命令及び一時停止命令。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	鳥取県
52	10	2t/時未満	行政	改善等を文書指導(測定結果通知)。直ちに施設使用廃止届出(H16.1.28)。	岐阜県
50	10	2t/時未満	行政	改善等を文書指導(測定結果通知)。直ちに施設使用廃止届出(H15.10.14)。	岐阜県
48	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善命令及び一時停止命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	山口県
46	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。H16.3.12使用廃止届出。	長野市
44	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(1.4ng-TEQ/m3N)。	北海道
44	10	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(1.5ng-TEQ/m3N)。	福井県
39	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善後の行政検査で基準値以下を確認(2.4ng-TEQ/m3N)。	新潟県
39	10	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善後の行政測定で基準値以下(1.9ng-TEQ/m3N)。	岐阜県
39	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(6.1ng-TEQ/m3N)。	埼玉県
37	10	2t/時未満	設置者	使用停止。改善対策を文書指導。原因調査。施設使用停止継続中。	滋賀県
37	10	2t/時未満	行政	改善命令及び一時停止命令。改善を確認。	長野市
37	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下(5.5ng-TEQ/m3N)。	静岡県
37	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。改善命令及び一時停止命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の自主測定で基準値以下(3.8ng-TEQ/m3N)。	宮崎県
36	10	2t/時未満	行政	改善命令。改善後の行政検査で基準値以下(0.98ng-TEQ/m3N)。	神奈川県
32	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善後の行政検査で基準値以下(0.20ng-TEQ/m3N)。	和歌山県
32	10	2t/時未満	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の自主測定で基準値以下(1.8ng-TEQ/m3N)。	松山市
31	10	2t/時未満	行政	改善命令。改善後の自主測定で基準値以下(0.41ng-TEQ/m3N)。	埼玉県
30	10	2t/時未満	行政	改善命令及び一時停止命令。H16.4.15使用廃止届出。	長野市
30	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。H16.2.23施設使用廃止。	さいたま市
29	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。その後、H15.12.25施設廃止。	北海道

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	能力区分	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
29	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	熊本市
29	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善命令及び一時停止命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	山口県
28	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(0.47ng-TEQ/m3N)。	山口県
28	10	2t/時未満	行政	改善命令。改善後の自主測定で基準値以下(0.26ng-TEQ/m3N)。	埼玉県
26	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下(2.1ng-TEQ/m3N)。	兵庫県
26	10	2t/時未満	行政	改善等を指示。改善後の自主測定で基準値以下(3ng-TEQ/m3N)。	滋賀県
24	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(1.7ng-TEQ/m3N)。	北九州市
24	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。H16.3.9廃止届出。(廃止年月日H16.2.16)。	仙台市
23	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。H16.2.16廃止届出。	北九州市
23	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	浜松市
23	10	2t/時未満	行政	改善命令。改善後の自主測定で基準値以下(10ng-TEQ/m3N)。	埼玉県
22	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下(1.4ng-TEQ/m3N)。	福岡県
22	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。H16.3.31施設廃止。	長崎県
21	10	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	徳島県
21	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下(0.76ng-TEQ/m3N)。	島根県
20	10	2t/時未満	行政	改善命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の自主測定で基準値以下(0.79ng-TEQ/m3N)。	島根県
20	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(7.4ng-TEQ/m3N)。	栃木県
20	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	岐阜県
19	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(0.99ng-TEQ/m3N)。	新潟県
19	10	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(0.52ng-TEQ/m3N)。	岐阜県
19	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	浜松市
19	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善対策後の行政検査で基準値以下。(0.24ng-TEQ/m3N)。	神奈川県
19	10	2t/時未満	行政	改善命令。改善後の自主測定で基準値以下(2.6ng-TEQ/m3N)。	千葉県
19	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(4.6ng-TEQ/m3N)。	福井県
19	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(5.4ng-TEQ/Nm3)。	栃木県
18	10	2t/時未満	設置者	改善を文書指導。法に基づく報告徴収。改善後の自主測定で基準値以下(1.8ng-TEQ/m3N)。	福島県
18	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善後の自主検査で基準値以下(0.63ng-TEQ/m3N)。	香川県

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	能力区分	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
18	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。改善命令及び一時停止命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善を確認。	長野市
17	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下(2.9ng-TEQ/m3N)。	北海道
17	10	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(3.9ng-TEQ/m3N)。	北海道
17	10	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。その後、H16.3施設廃止。	北海道
17	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。改善命令及び一時停止命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	宮崎県
16	10	2t/時未満	行政	改善命令。改善後の行政測定で基準値以下(0.096ng-TEQ/m3N)。	福島県
16	10	2t/時未満	行政	改善命令及び一時停止命令。改善対策実施中。	三重県
15	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(1.7ng-TEQ/m3N)。	群馬県
15	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の行政測定で基準値以下(0.72ng-TEQ/m3N)。	鳥取県
15	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。H15.7.29廃止届出。	福岡県
15	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下(0.95ng-TEQ/m3N)。	長崎県
15	10	2t/時未満	行政	改善命令。改善後の自主測定で基準値以下(3.1ng-TEQ/m3N)。	埼玉県
15	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。改善命令及び一時停止命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の自主測定で基準値以下(0.17ng-TEQ/m3N)。	宮崎県
14	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	北九州市
14	10	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(3.5ng-TEQ/m3N)。	秋田県
14	10	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(0.099ng-TEQ/m3N)。	山形県
14	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下(7.0ng-TEQ/m3N)。	山形県
14	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。H15.10.1施設廃止。	東京都
14	10	2t/時未満	設置者	自主測定結果の報告と同時に施設を廃止(H16.1.28使用廃止届出)。	長野県
14	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	静岡県
14	10	2t/時未満	行政	改善命令。改善後の自主測定結果で基準値以下(1.2ng-TEQ/m3N)。	福山市
14	10	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(2.5ng-TEQ/m3N)。	福井県
13	10	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(9.7ng-TEQ/m3N)。	兵庫県
13	10	2t/時未満	行政	改善を文書指導。法に基づく報告聴取。改善後の自主測定で基準値以下(5.8ng-TEQ/m3)。	岩手県
13	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(0.87ng-TEQ/Nm3)。施設使用停止継続中。	岡山県
13	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(7.9ng-TEQ/m3N)。	熊本県

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	能力区分	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
13	10	2t/時未満	行政	改善命令及び一時停止命令。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	山口県
12	10	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(2.2ng-TEQ/m3N)。	茨城県
12	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下(9.2ng-TEQ/m3N)。	岐阜県
12	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(0.20ng-TEQ/m3N)。	青森県
11	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下。	北海道
11	10	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(9.4ng-TEQ/m3N)。	山形県
11	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善後の行政検査で基準値以下を確認(2.5ng-TEQ/m3N)。	新潟県
11	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	東京都
11	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。H16.3.8廃止届出。	長崎県

注1) 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明若しくは措置が講じられた事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2) 平成15年度中及び平成16年4月1日から平成16年6月30日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。[廃棄物処理法に基づく措置]とは、法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の規制を受ける廃棄物焼却炉であって、主として廃棄物処理法を根拠とする措置が執られたことを示す。

表 - 8 水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注1)}

測定結果 (pg-TEQ/L)	基準値 (pg-TEQ/L)	施設種類	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
84	10	廃棄物焼却炉に係る灰貯留施設 廃棄物焼却施設に係る廃ガス洗浄施設	行政	改善命令。改善後の自主測定で基準値以下(1.5pg-TEQ/L)。	島根県
34	10	廃棄物焼却炉に係る排ガス洗浄施設	行政	改善命令。H15.12.25施設使用廃止。	福島県
25	10	水質基準対象施設を設置する工場又は 事業場から排出される水の処理施設	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。	大分市
14	10	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設	行政	改善等を文書指導。改善後の自主検査 で基準値以下(0.23pg-TEQ/L)。	北九州市
12	10	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設	行政	改善等を文書指導。改善後の自主測定 で基準値以下(1.2pg-TEQ/L)。	横浜市

注1) 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明若しくは措置が講じられた事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2) 平成15年度中及び平成16年4月1日から平成16年6月30日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。[廃棄物処理法に基づく措置]とは、法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の規制を受ける廃棄物焼却炉であって、主として廃棄物処理法を根拠とする措置が執られたことを示す。

表 - 9 排出基準超過施設・事業場における対応状況
 (大気関係・水質関係 - 全国)^{注1)}

平成16年6月30日現在

		大気関係	水質関係
基準超過件数		158	5
措置後の対応状況	基準達成	104	3
	対策実施中	33	1
	廃止	21	1
	未対応	0	0

注1) 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の状況を取りまとめた表 - 3
 に、それ以降の状況(平成16年6月30日まで)を反映させた。

表 - 10 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
 (大気関係・水質関係 - 全国)

(平成16年4月1日～平成16年6月30日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	802	16
文書指導件数	380	1
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	5	0
その他	10	2

注) 表 - 1 (大気基準適用施設) 及び表 - 3 (水質基準適用事業場) の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成16年4月1日から平成16年6月30日までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、参考にまとめた。

表 - 11 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(都道府県・政令市別)

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	法34条第1項の 立入検査に伴う 測定を実施	その他	口頭指導	文書指導	法34条第1項の 立入検査に伴う 測定を実施	その他
北海道	10							
青森県	23	2						
岩手県	6							
宮城県								
秋田県								
山形県	16				1			
福島県	3							
茨城県	106	5			11			
栃木県	7							
群馬県	7							
埼玉県	33							
千葉県			2		7			
東京都	29							
神奈川県	13	1	2					
新潟県								
富山県	13							
石川県	11							
福井県	22							
山梨県	6							
長野県								
岐阜県	28							
静岡県								
愛知県								
三重県								
滋賀県	11							
京都府	6							
大阪府	26	26						
兵庫県	4							
奈良県					1			
和歌山県	12							
鳥取県	17							
島根県	6							
岡山県								
広島県	3	3						
山口県	2							
徳島県		54						
香川県	10							
愛媛県	43	43						
高知県	12							
福岡県	168	184			2	1		
佐賀県	7							
長崎県	2		1					
熊本県								
大分県	18							
宮崎県	1							
鹿児島県	20	44						
沖縄県	4							
札幌市								
仙台市								
さいたま市								
千葉市	3				1			
横浜市	16							2
川崎市								
名古屋市		15						
京都市								
大阪市	4				1			
神戸市	2	1						
広島市	9							
北九州市								
福岡市	2							
旭川市								
秋田市								
郡山市								
いわき市								
宇都宮市	4							
川崎市								
船橋市								
横須賀市								
相模原市								
新潟市	2							
富山市	3	1						
金沢市								
長野市								
岐阜市	3							
静岡市								
浜松市	1							
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
堺市	1							
高槻市								
姫路市								
奈良市								
和歌山市	28				1			
岡山市	5							
倉敷市	1							
福山市	6	1						
高松市								
松山市	1							
高知市								
長崎市	2				1			
熊本市	4							
大分市								
宮崎市								
鹿児島市								
合計	802	380	5	10	16	1	0	2

表 - 5 及び表 - 7 の自主測定結果未報告施設・事業場に対し、平成15年4月1日から6月30日までの間に執られた措置の状況を計上した。

表 - 1 2 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等（全国）

（平成16年4月1日～平成16年6月30日）

大気基準適用施設		平成16年3月31日 現在の未報告施設数 <small>注1)注2)</small>		左記に計上した施設の平成16年6月30日までの状況 <small>注3)注4)注5)</small>			
		休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
焼結鉍の製造の用に供する焼結炉		4	1	0	3	1	1
製鋼用電気炉		14	6	1	13	0	6
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、溶解炉、乾燥炉)		3	0	0	3	0	0
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		52	36	12	54	0	22
廃棄物焼却炉	4 t/h以上	61	76	53	61	2	21
	2 t/h以上～4 t/h未満	88	130	75	89	6	48
	2 t/h未満 ^{注6)}	1,329	1,771	531	1,375	201	993
	小計	1,478	1,977	659	1,525	209	1,062
合計		1,551	2,020	672	1,598	210	1,091

注1) 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2) 「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績が無い「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、測定は行っているが報告のないものを含む。

注3) 「報告」とは、注1)の期間における測定について、平成16年4月1日から平成16年6月30日までの間になされた報告。

注4) 「休止」とは、平成15年度から引き続き休止状態にある施設及び平成16年4月1日から平成16年6月30日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している施設を計上。

注5) 「廃止等」には、平成16年4月1日から平成16年6月30日までの間に廃止届出がなされたもの、及び構造等変更がなされたもののうち規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設を計上。

注6) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 13 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等（全国）^{注1）注3）}

（平成16年4月1日～平成16年6月30日）

水質基準対象施設	平成16年3月31日現在の未報告事業場数 ^{注2）注4）}		左記に計上した事業場の平成16年6月30日までの状況 ^{注5）注6）}			
	休止	未測定	報告	休止	廃止	未測定
硫酸塩 [°] ル [°] （ケラト [°] ル [°] ）又は亜硫酸 [°] ル [°] （サルファイト [°] ル [°] ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	1	2	1	1	0	1
カーバイド [°] 法 [°] アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	1	1	0	1	0	1
硫酸 [°] カ [°] ムの製造の用に供する [°] ス [°] 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する [°] ス [°] 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
塩化ビニル [°] の製造の用に供する二塩化 [°] レン [°] 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
カーボ [°] カ [°] ムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0	0	0	0	0
クロ [°] ハ [°] ゲン [°] 又はジ [°] クロ [°] ハ [°] ゲン [°] の製造の用に供する水洗施設等	0	0	0	0	0	0
4-クロ [°] ワ [°] ル [°] 酸 [°] 水 [°] 素 [°] トリ [°] ムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び [°] ス [°] 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
2,3-ジ [°] クロ [°] -1,4-ナ [°] フト [°] キ [°] ンの製造の用に供するろ過施設及び [°] ス [°] 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
ジ [°] オ [°] ク [°] ソ [°] バ [°] イ [°] レットの製造の用に供する [°] ロ [°] 化 [°] 誘 [°] 導 [°] 体 [°] 分 [°] 離 [°] 施設等	0	0	0	0	0	0
アルミ [°] ム又はその合金の製造の用に供する焙 [°] 焼 [°] 炉、溶 [°] 解 [°] 炉又は乾 [°] 燥 [°] 炉に係る [°] ス [°] 洗浄施設、湿 [°] 式 [°] 集 [°] じん [°] 施設	0	1	0	0	0	1
亜鉛の回収の用に供する精 [°] 製 [°] 施設、 [°] ス [°] 洗浄施設及び湿 [°] 式 [°] 集 [°] じん [°] 施設	1	0	0	1	0	0
廃棄物焼却炉に係る [°] ス [°] 洗浄施設、湿 [°] 式 [°] 集 [°] じん [°] 施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	34	44	11	33	7	27
廃 [°] PC [°] B等又は [°] PC [°] B処理物の分 [°] 解 [°] 施設及び [°] PC [°] B汚染物又は [°] PC [°] B処理物の洗 [°] 浄 [°] 施設又は分 [°] 離 [°] 施設	0	0	0	0	0	0
下水道終末処理施設（水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る）	1	9	6	1	1	2
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	1	3	1	1	0	2
合計	39	60	19	38	8	34

注1）特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2）平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注4）「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であって、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、測定は行っているが報告のないものを含む。

注5）「報告」とは、注2）の期間における測定について、平成16年4月1日から平成16年6月30日までの間になされた報告。

注6）「休止」とは、平成15年度から引き続き休止状態にある事業場及び平成16年4月1日から平成16年6月30日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している事業場を計上。

表 - 14 (1) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉						亜鉛回収施設 焙焼炉					
	平成16年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成16年6月30日までの状況				平成16年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成16年6月30日までの状況				平成16年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成16年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							1											
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県																		
茨城県							1							1				
栃木県							1											
群馬県																		
埼玉県																		
千葉県																		
東京都																		
神奈川県																		
新潟県							2							2				
富山県																		
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県																		
愛知県							3							3				
三重県																		
滋賀県																		
京都府																		
大阪府																		
兵庫県							1							1				
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県							5							5				
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県																		
福岡県																		
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市			1															
横浜市																		
川崎市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市			1															
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
旭川市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
川崎市																		
船橋市																		
横須賀市																		
相模原市																		
新潟市																		
富山市																		
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
静岡市																		
浜松市																		
豊橋市																		
岡崎市																		
豊田市																		
堺市																		
堺市																		
高槻市																		
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市																		
岡山市																		
倉敷市																		
福山市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	4	1	0	3	1	1	14	6	1	13	0	6	1	0	0	1	0	0

表 - 14 (2) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	垂鉛回収施設																	
	焼結炉						溶鉱炉						溶解炉					
	平成16年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成16年6月30日までの状況				平成16年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成16年6月30日までの状況				平成16年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成16年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道																		
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県																		
茨城県																		
栃木県																		
群馬県																		
埼玉県																		
千葉県																		
東京都																		
神奈川県																		
新潟県																		
富山県																		
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県																		
愛知県																		
三重県																		
滋賀県																		
京都府																		
大阪府																		
兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県																		
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県																		
福岡県																		
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
旭川市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
川崎市																		
船橋市																		
横須賀市																		
相模原市																		
新潟市																		
富山市																		
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
静岡市																		
浜松市																		
豊橋市																		
岡崎市																		
豊田市																		
堺市																		
高槻市																		
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市																		
岡山市																		
倉敷市																		
福山市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

表 - 14 (3) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種別 - 都道府県・政令市別)

	亜鉛回収施設										アルミニウム合金製造施設									
	乾燥炉					小 計					焙焼炉									
	平成16年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成16年6月30日までの状況			平成16年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成16年6月30日までの状況			平成16年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成16年6月30日までの状況							
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定		
北海道																				
青森県																				
岩手県																				
宮城県																				
秋田県																				
山形県																				
福島県																				
茨城県																				
栃木県																				
群馬県																				
埼玉県																				
千葉県																				
東京都																				
神奈川県																				
新潟県																				
富山県																				
石川県																				
福井県																				
山梨県																				
長野県																				
岐阜県																				
静岡県																				
愛知県																				
三重県																				
滋賀県																				
京都府																				
大阪府																				
兵庫県																				
奈良県																				
和歌山県																				
鳥取県																				
島根県																				
岡山県																				
広島県																				
山口県																				
徳島県																				
香川県																				
愛媛県																				
高知県																				
福岡県																				
佐賀県																				
長崎県																				
熊本県																				
大分県																				
宮崎県																				
鹿児島県																				
沖縄県																				
札幌市																				
仙台市																				
さいたま市																				
千葉市																				
横浜市																				
川崎市																				
名古屋市																				
京都市																				
大阪市																				
神戸市																				
広島市																				
北九州市																				
福岡市																				
旭川市																				
秋田市																				
郡山市																				
いわき市																				
宇都宮市																				
川崎市																				
船橋市																				
横須賀市																				
相模原市																				
新潟市																				
富山市																				
金沢市																				
長野市																				
岐阜市																				
静岡市																				
浜松市																				
豊橋市																				
岡崎市																				
豊田市																				
堺市																				
高槻市																				
姫路市																				
奈良市																				
和歌山市																				
岡山市																				
倉敷市	1					1														
福山市								2				2								
高松市																				
松山市																				
高知市																				
長崎市																				
熊本市																				
大分市																				
宮崎市																				
鹿児島市																				
合 計	1	0	0	1	0	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0		

表 - 14(4) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種別 - 都道府県・政令市別)

	アルミニウム合金製造施設																	
	溶解炉						乾燥炉						小計					
	平成16年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成16年6月30日までの状況				平成16年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成16年6月30日までの状況				平成16年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成16年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道																		
青森県																		
岩手県																		
宮城県	1			1										1				
秋田県																		
山形県																		
福島県	7	2		7		2								7	2			2
茨城県																		
栃木県	3			3			1							4				
群馬県			2			1								3	2			1
埼玉県		1												1				
千葉県							1							1				
東京都																		
神奈川県																		
新潟県																		
富山県	1			1										1				
石川県																		
福井県	1	3	3	1										1	3	3	1	
山梨県																		
長野県																		
岐阜県	1			1										1				
静岡県	6	2		6		2		1				1		6	3			3
愛知県	4			4			2		2					6				
三重県	1	8				9		1						1	9			10
滋賀県	1			1										1				
京都府																		
大阪府	5			5			1					1		6				
兵庫県		1				1									1			1
奈良県	1			1										1				
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県	2			2										2				
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県																		
福岡県	2	4		2		4								2	4			4
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県	1			1										1				
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市		4	2	2										4	2	2		
名古屋市	6			6										6				
京都市	2			2										2				
大阪市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
旭川市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
川崎市																		
船橋市		1				1								1				1
横須賀市																		
相模原市																		
新潟市																		
富山市																		
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
静岡市																		
浜松市	1	4	4	1										1	4	4	1	
豊橋市																		
岡崎市																		
豊田市	1			1										1				
堺市		1	1												1	1		
高槻市																		
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市																		
岡山市																		
倉敷市																		
福山市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	47	34	12	49	0	20	5	2	0	5	0	2	52	36	12	54	0	22

表 - 14 (5) 設置者による測定結果未報告の 대기基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉																	
	4t/h以上					2t/h以上 - 4t/h未満					200kg/h以上 - 2t/h未満							
	平成16年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成16年6月30日までの状況			平成16年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成16年6月30日までの状況			平成16年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成16年6月30日までの状況					
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	2			2			3	5	2	3		3	14	27	14	17	1	9
青森県	2			2					2	1	1		5	2	1	5	1	
岩手県								1	1				11	1	1	10	1	
宮城県								1				1	2	1		2		1
秋田県								1				1	8					8
山形県								1					6	5	5	6		
福島県													10	1		10	1	
茨城県	2	3		2		3	3		3			10	11	2	10		9	
栃木県	5	1		4		2	4	2	2	4		8	4	4	5	5	4	
群馬県		3	3				2	2	2			8	8	5	8		3	
埼玉県	2		2				4		4			8	13	11	8	1	1	
千葉県	2	6	6	2		2	4	1	2		3	9	11	2	10		8	
東京都	9	14	14	9			2	10	10	1	1	11	9	10	10			
神奈川県		10	10				1	6	3	1		3	7	8	7	7		1
新潟県		5				5	2	18				18	5	18	5	5		18
富山県		3	3					3	3				4	2	2	4		
石川県													6	4				2
福井県	1			1				1					1	1	1			
山梨県							2	2	2	2			7	1	1	7		
長野県								1					18			18		
岐阜県							6	1	1	6			8	4	3	8		1
静岡県		4				4	3	3	3		3	17	11		17		11	
愛知県	6			6			3		3			18			18			
三重県		3				3	3	7	2	3		5	6	15	2	6	1	12
滋賀県							3	3	3				7	2	2	6	1	
京都府	2	1			1		4	3		1		2	12	10	2	2	2	
大阪府							4		4				9	4		9		4
兵庫県	3	2	2	3			6	4	4	6			16	10	10	15	1	
奈良県							1	3		1	2	1	11	7		11	2	5
和歌山県								8	8				2	12	12	2		
鳥取県													4	1	1	4		
島根県													5	8	2	7		4
岡山県													6	3		9		
広島県							5	6	6	5			8	5	5	6	2	
山口県	3			3			1	1		1			10	1		10	1	
徳島県	2			2			3		3				16	1	1	16		
香川県	1			1									8	3	2	7		2
愛媛県	1			1									3	3				
高知県								4	4				18	6	4	18		2
福岡県	1	3	2			1	6	17	6	10		7	5	33	8	8	1	21
佐賀県	1			1				1					12	2	2	11		1
長崎県	3			3				1		1			14	3	3	14		
熊本県													6	8		5	7	2
大分県							2		2				2			2		
宮崎県							2		2				1			1		
鹿児島県								6	6				1	9	8	1		1
沖縄県							2		2				10	3	1	10		2
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市		6	5			1							2	2	2	2		
横浜市							1	2	1	1		1	6	5		11		
川崎市																		
名古屋市	4			3	1								1	1		1		1
京都市		4		4									8	1	1	7	1	
大阪市													6	2	1	6	1	
神戸市													3			3		
広島市							1			1			1	8	8			
北九州市	2			2									2			2		
福岡市	3			3									1			1		
旭川市																		
秋田市													2			2		
郡山市													1			1		
いわき市																		
宇都宮市							3	1	1	2	1		1	2	2	1		
川崎市																		
船橋市																		
横須賀市																		1
相模原市														3	3			
新潟市		4	4										4	4				
富山市																		
金沢市																		
長野市																		
岐阜市	1			1									2			2		
静岡市	1			1			2	1	1	2			3	3	3	3		
浜松市													2	2		2		2
豊橋市																		
岡崎市													2			2		
豊田市							1			1			1			1		
堺市								1	1									
高槻市																		
姫路市		1				1		1										
奈良市													1			1		
和歌山市		1	1										11	5	4	1		2
岡山市											1		7	3				4
倉敷市	2			2									3	2		3		2
福山市	2	1		2		1							4			3		1
高松市													2				2	
松山市																		
高知市													1	1		2		
長崎市																		
熊本市																		
大分市													6	2		6		2
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	61	76	53	61	2	21	88	130	75	89	6	48	441	351	177	435	35	145

表 - 14 (6) 設置者による測定結果未報告の大气基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉																	
	100kg/h以上～200kg/h未満						50kg/h以上～100kg/h未満						50kg/h未満(0.5㎡以上)					
	平成16年3月31日現在の未報告施設数			左記に計上した施設の平成16年6月30日までの状況			平成16年3月31日現在の未報告施設数			左記に計上した施設の平成16年6月30日までの状況			平成16年3月31日現在の未報告施設数			左記に計上した施設の平成16年6月30日までの状況		
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	4	7	8		3	2	3	1	2	2		2	2	1	2	1		
青森県	6	8	1	9	4		3	1	1	1	1	2	1			2	1	
岩手県	11	16	9	10	2	6	1	1	1			1			1			
宮城県	7	11	7	7		11	3	3				1					1	
秋田県	2				2	1						1						
山形県	2	7	6	2		1	2	3	3	2		1			1			
福島県	7	2	4	3	2	1	1		1	1		5			5			
茨城県	33	35	11	29	4	27	6	6	1	6		5	1	3	1	1	3	
栃木県	13	27	5	12	3	20	5	8		5		8	2	2		1	2	
群馬県	4	14	3	3	2	10	2	9		3	1	7	4	4	1		3	
埼玉県	24	14	2	24	2	10	6	11	4	6	1	6	4	1	4	1	8	
千葉県	22	87	1	53	4	51	8	20		9	7	12	2	10	2	2	5	
東京都	10	20	10	11	1	8	6	25	9	6		16	2	13	5	3	2	
神奈川県	7	24	6	8	8	9	4	17	4	5	8	4	2	7	2	3	2	
新潟県	10	25	10		25	3	16		3		16		7				7	
富山県		8	6		2		7	5		2								
石川県		18	4	6		8		5		2		3						
福井県	13	9	8	12		2	2	6	2	2		4	2	3		2	3	
山梨県	10	1	1	10		4		4		4								
長野県	6		1	5		2		2		2		1						
岐阜県	18	15	11	18	4	10	8	6	9	1	2	5			5			
静岡県	19	44	19	19	44	11	12		11		12	3	2		3	3	2	
愛知県	8	2	2	8		5	2	2	5		3				3			
三重県	12	47	4	12	1	42	2	9		2		9	4	5	1	4	4	
滋賀県	22	11	7	20	3	3	7	1	1	6	1	3	3	1	2	2	1	
京都府	5	15	6	5	4	5	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1		
大阪府	5	17		5	17	4		4		1	3	2	1	2	1	2	1	
兵庫県	24	40	11	31	4	18	10	10	5	9	1	5	6	3	1	7	1	
奈良県	17	27		17	3	24	4	9		4	2	7	2	1	2	2	1	
和歌山県	11	11	3	13		6	20	3	1	22		12	2	2	12			
鳥取県		8	8			2		2		2		2			1		1	
島根県	3	6	1	5	2	1		1			1	1	4		1	1	4	
岡山県	3	4	3	4		2	1		3			1			1			
広島県	9	12	10	10		1	1	2	1	1	1	1	1		1		1	
山口県	7	2	1	7	1	4	4	3	4		3	1	1	1	3		1	
徳島県	16	33	12	16	1	20	6	4	3	5	2	2	1	2	2		1	
香川県	8	7	4	8		3	7	1	1	7		2	1	2	2		1	
愛媛県	13	22	2	15		18	3	16	1	5	2	11	4	2	2	4		
高知県	5	21	9	6	2	11	2	6		2		6	1	7	2	2	6	
福岡県	10	59	11	20	2	36	2	54	7	3	46	14	1		1	1	12	
佐賀県	8	6	3	6	2	3	1	1		1	1	1			1			
長崎県	6	11	9	6	2	1	1	1	1	1		1			1			
熊本県	4	15	1	4	9	5	6	5	1	5	4	1	6	6	1	5	3	
大分県	6	2		6	2	1	2		1		2	2	1		2		1	
宮崎県	1	4	4	1														
鹿児島県	2	24	21	2	3		1				1	1	1				1	
沖縄県	6	3	2	6		1						5	1		5		1	
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市	1							1	1			1			1			
千葉市	2	5	1	2		4	1	3	2	1		1	2	1	2	1	1	
横浜市	11	6	1	12	3	1	20	10	2	23	3	2	6	2	5	1	2	
川崎市						2	2		1	1		1						
名古屋市	3	7	1	3		6	4	4		1		4	1	3		1	3	
京都市	17	4	2	11	7	1	25	1		15	11							
大阪市		3	1		1	1	2			2								
神戸市	5	2		3	2	2	1			1		1			1			
広島市	2	8	8	2		1	1			1		1	1		1			
北九州市																		
福岡市	1	2	2															
旭川市	2	1			1	1												
秋田市																		
郡山市	3			3		3			3									
いわき市		3			3													
宇都宮市	1	1																
川崎市	1	1				1			1				1				1	
船橋市	2	2			1	3		1	1									
横須賀市	1			1														
相模原市	2	2	2	2				2	1			1					1	
新潟市	1	2	2	1		2	3	2	2		1	1					1	
富山市		2	1			2		2		2								
金沢市	1					1			1									
長野市	3	1	1	3		2			2									
岐阜市	1	2		3				3			3		3	1	1	1		
静岡市	1	16	5		11	2	9	2	9	1	5	1	5	2	1	1	3	
浜松市	1	4			4	1	6		1	1	5	2			1	1	1	
豊橋市																		
岡崎市	1					1			1									
豊田市	1																	
堺市		4	4				2	2				1			1			
高槻市																		
姫路市	3	1		3		1						1						
奈良市	3			3		3	1	1	3			2			2			
和歌山市	1	19	3	6	2	9	11		3	1	7	8			6	2		
岡山市	2	2	1		3	1	1				2							
倉敷市	1	2	1		1	1												
福山市	3	4	1	3		3												
高松市	1																	
松山市		1			1													
高知市	3	1		3		1	2		2									
長崎市	4	1	4		1	3	1	1	3		2				2			
熊本市	2	2		2	1	1	2	2	2		1				1			
大分市	3	2		3	2	2	1		2		1	2					2	
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	526	914	258	576	78	528	245	363	73	248	58	229	117	143	23	116	30	91

表 - 14 (7) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉						合計					
	小計											
	平成16年3月31日現在の未報告施設数			左記に計上した施設の平成16年6月30日までの状況			平成16年3月31日現在の未報告施設数			左記に計上した施設の平成16年6月30日までの状況		
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	27	44	18	34	4	15	28	44	18	35	4	15
青森県	15	16	4	17	4	6	15	16	4	17	4	6
岩手県	24	19	12	22	3	6	24	19	12	22	3	6
宮城県	12	14	12	12		14	13	14	13			14
秋田県	12					12	12					12
山形県	11	16	15	11		1	11	16	15	11		1
福島県	23	3		15	9	2	30	5		22	9	4
茨城県	55	58	14	51	1	47	56	58	14	51	1	48
栃木県	37	44	7	29	9	36	42	44	7	34	9	36
群馬県	14	40	14	14	3	23	14	43	16	14	3	24
埼玉県	48	39	19	46	5	17	48	40	19	47	5	17
千葉県	45	138	10	78	13	82	46	138	10	79	13	82
東京都	40	91	58	40	4	29	40	91	58	40	4	29
神奈川県	21	72	32	24	18	19	21	72	32	24	18	19
新潟県	20	89		20		89	20	91		20		91
富山県	4	23	19	4	4		5	23	19	5	4	
石川県		29	8	8		13		29	8	8		13
福井県	19	19	11	18		9	20	22	14	19		9
山梨県	23	4	4	23			23	4	4	23		
長野県	28		1	27			28		1	27		
岐阜県	47	28	21	46	1	7	48	28	21	47	1	7
静岡県	53	76		53		76	59	79		59		79
愛知県	43	4	4	43			53	4	4	53		
三重県	27	86	9	27	2	75	28	95	9	27	2	85
滋賀県	39	20	14	34	7	4	40	20	14	35	7	4
京都府	8	37	21	8	10	6	8	37	21	8	10	6
大阪府	20	26		20	1	25	26	26		26	1	25
兵庫県	65	69	33	71	6	24	65	71	33	71	6	26
奈良県	35	47		35	9	38	36	47		36	9	38
和歌山県	45	36	26	49		6	45	36	26	49		6
鳥取県	6	11	11	5	1		6	11	11	5	1	
島根県	9	19	3	12	3	10	9	19	3	12	3	10
岡山県	11	9	3	17			11	9	3	17		
広島県	24	26	22	23	2	3	24	26	22	23	2	3
山口県	28	5	2	28	3		35	5	2	35	3	
徳島県	45	39	16	44	1	23	45	39	16	44	1	23
香川県	26	12	7	25		6	26	12	7	25		6
愛媛県	22	43	8	26	2	29	22	43	8	26	2	29
高知県	26	44	17	28		25	26	44	17	28		25
福岡県	24	180	28	46	7	123	26	184	28	48	7	127
佐賀県	24	9	5	21	3	4	24	9	5	21	3	4
長崎県	26	15	13	26		2	26	15	13	26		2
熊本県	22	34	3	19	23	11	23	34	3	20	23	11
大分県	13	5		13		5	13	5		13		5
宮崎県	4	4	4	4			4	4	4	4		
鹿児島県	3	41	35	3		6	3	41	35	3		6
沖縄県	24	7	3	24		4	24	7	3	24		4
札幌市	1						1					
仙台市	1						2			2		
さいたま市	2	1	1	2			2	1	1	2		
千葉市	7	17	10	7		7	7	18	10	7		8
横浜市	44	25	4	52	7	6	44	25	4	52	7	6
川崎市	3	2	1	2	1	1	3	6	3	4	1	1
名古屋市	9	15	1	8	1	14	15	15	1	14	1	14
京都市	50	10	3	37	19	1	52	10	3	39	19	1
大阪市	8	5	2	8		1	9	5	2	8		1
神戸市	10	2		8	2	2	10	2		8	2	2
広島市	6	17	17	6			6	17	17	6		
北九州市	4			4			5			5		
福岡市	4	2	2	4			4	2	2	4		
旭川市	3	1		2	1	1	3	1		2	1	1
秋田市	2			2			2			2		
郡山市	8			8			8			8		
いわき市		3				3		3				3
宇都宮市	4	4	4	3	1		4	4	4	3	1	
川崎市	1	2	1	1		1	1	2	1	1		1
船橋市	2	3	1		1	3	2	4	1		1	4
横須賀市	2			1	1		2			1	1	
相模原市	3	8	6	9		2	3	8	6	9		2
新潟市	3	14	12	3		2	3	14	12	3		2
富山市	2	2	1	3			3	2	1	4		
金沢市	3			3			3			3		
長野市	5	1	1	5			5	1	1	5		
岐阜市	4	8	1	7	4		4	8	1	7	4	
静岡市	10	34	11	10		23	10	34	11	10		23
浜松市	4	14		4	2	12	5	18	4	5	2	12
豊橋市												
岡崎市	3			3			3			3		
豊田市	4			4			5			5		
堺市	1	7	7	1			1	10	8	1		2
高槻市												
姫路市	3	4		3		4	3	4		3		4
奈良市	9	1	1	9			9	1	1	9		
和歌山市	2	50	9	19	6	18	3	51	10	20	6	18
岡山市	4	10	4			10	4	10	4			10
倉敷市	7	4	1	7		3	9	4	1	9		3
福山市	9	5	1	8		5	11	5	1	10		5
高松市	3				2		3				2	
松山市		1				1		1				1
高知市	6	2		7		1	6	2		7		1
長崎市	10	2	1	10		1	10	2	1	10		1
熊本市	4	4	2	4	1	1	4	4	2	4	1	1
大分市	11	7		11		7	11	7		11		7
宮崎市												
鹿児島市												
合計	1478	1977	659	1525	209	1062	1551	2020	672	1598	210	1091

表 - 15 (1) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	硫酸塩「ル」(ケラト「ル」)又は亜硫酸「ル」 (非「ル」)の製造の用に供する塩素 又は塩素化合物による漂白施設						カ「ル」法「ル」の製造の用に供する「ル」洗浄施設						「ル」又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、 溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する 施設のうち廃ガス洗浄施設及び運次集じん施設					
	平成16年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成16年6月30日までの状況				平成16年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成16年6月30日までの状況				平成16年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成16年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道																		
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県																		
茨城県	1				1													
栃木県																		
群馬県																		
埼玉県																		
千葉県																		
東京都																		
神奈川県																		
新潟県								1					1					
富山県																		
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県		1				1												
愛知県																		
三重県														1				1
滋賀県																		
京都府								1										
大阪府																		
兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県																		
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県																		
福岡県																		
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
旭川市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
川崎市																		
船橋市																		
横須賀市																		
相模原市																		
新潟市			1			1												
富山市																		
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
静岡市																		
浜松市																		
豊橋市																		
岡崎市																		
豊田市																		
堺市																		
高槻市																		
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市																		
岡山市																		
倉敷市																		
福山市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合 計	1	2	1	1	0	1	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1

表 - 15 (2) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設						廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、 湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって、汚水又は廃液を排出するもの						下水道終末処理施設					
	平成16年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成16年6月30日までの状況				平成16年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成16年6月30日までの状況				平成16年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成16年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							1	1										
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県							1	1										
福島県							1	1										
茨城県							8	11	8	4	7		1					1
栃木県							1	1	1									
群馬県								4			4	1	1			1		1
埼玉県																		
千葉県								1		1								
東京都								2	1	1			6	6				
神奈川県							1	1	1	1								
新潟県							1	2		1	2							
富山県																		
石川県																		
福井県							1	1	1	1								
山梨県																		
長野県																		
岐阜県							2	2	2									
静岡県							4	7	4		7							
愛知県							2	2	2									
三重県							1	2	1		2							
滋賀県																		
京都府							1	1	1	1			1				1	
大阪府							2	2	2					1				1
兵庫県							1			1								
奈良県											1							
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県							2	1	2		1							
徳島県																		
香川県							1		1									
愛媛県																		
高知県																		
福岡県								2	1		1							
佐賀県							1		1									
長崎県							1				1							
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市								1	1									
横浜市							1	1		2								
川崎市								1			1							
名古屋市																		
京都市							1		1									
大阪市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
旭川市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
川崎市																		
船橋市																		
横須賀市																		
相模原市																		
新潟市								2	2									
富山市																		
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
静岡市								1			1							
浜松市																		
豊橋市																		
岡崎市																		
豊田市																		
堺市																		
高槻市																		
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市								1	1									
岡山市																		
倉敷市	1				1													
福山市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市								1	1									
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合 計	1	0	0	1	0	0	34	44	11	33	7	27	1	9	6	1	1	2

表 - 15 (3) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設						合 計					
	平成16年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成16年6月30日までの状況				平成16年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成16年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							1		1			
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県							1		1			
福島県							1		1			
茨城県							9	12	9	4	8	
栃木県							1		1			
群馬県							1	5	1		5	
埼玉県												
千葉県							1				1	
東京都							8		7		1	
神奈川県							1	1	1	1		
新潟県		1				1	1	4	1		4	
富山県												
石川県												
福井県							1	1	1	1		
山梨県												
長野県												
岐阜県							2		2			
静岡県							4	8	4		8	
愛知県							2		2			
三重県							1	3	1		3	
滋賀県												
京都府							2	2	1	2	1	
大阪府							2		2			
兵庫県							1				1	
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県							2	1	2		1	
徳島県												
香川県							1		1			
愛媛県												
高知県												
福岡県		1	1					3	2		1	
佐賀県							1			1		
長崎県							1				1	
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市								1	1			
横浜市							1	1		2		
川崎市								1			1	
名古屋市												
京都市							1			1		
大阪市												
神戸市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
旭川市												
秋田市												
郡山市	1			1			1			1		
いわき市												
宇都宮市												
川崎市												
船橋市												
横須賀市												
相模原市												
新潟市								3	3			
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
静岡市								1			1	
浜松市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
堺市												
高槻市												
姫路市												
奈良市												
和歌山市		1				1		2	1		1	
岡山市												
倉敷市							1			1		
福山市												
高松市												
松山市												
高知市												
長崎市								1	1			
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	1	3	1	1	0	2	39	60	19	38	8	34